

科学技術振興対策特別委員会議録 第五号

昭和四十四年三月二十日(木曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 石田幸四郎君

理事 齊藤 憲三君

理事 三木 喜夫君

理事 天野 光晴君

理事 桂木 鉄夫君

理事 世耕 政隆君

理事 井上 普方君

理事 吉田 之久君

出席國務大臣

國務大臣 木内 四郎君

出席政府委員

科学技術政務次官 平泉 渉君

科学技術庁長官 馬場 一也君

科学技術庁計画官 鈴木 春夫君

科学技術庁研究局長 石川 晃夫君

科学技術庁振興局長 佐々木 学君

科学技術庁原子力局長 梅澤 邦臣君

本日の会議に付した案件

宇宙開発事業団法案(内閣提出第二八号)

○石田委員長 これより会議を開きます。

宇宙開発事業団法案を議題として審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。齊藤憲三君。

○齋藤(憲)委員 ただいま議題となりました宇宙開発事業団法案に關しまして二、三御質問申し上げます。

過日、本会議におきまして、野党を代表され松前重義さんがこの宇宙開発事業団に關して当局に御質問をされたのでありますが、宇宙開発事業団を議題とされたのでありますが、宇宙開発事業団の点に對して、まことに妥當な質問をされておるのではありません。本会議における質疑応答を速記録によつて拝見いたしますと、もう私の質問を申し上げます問題というものはほとんど尽くされておるように思ふのでありますが、ただ委員会における補足的質問として二、三御質問を申し上げますから、簡潔に御答弁をお願いいたしますと存ずるのであります。

まず、松前さんの冒頭における質問の要旨は、日本の宇宙開発それ自体が世界に比較して非常におくれておる。まことに遺憾千万で、これは日本の政治全体が科学技術を輕視しておる証左ではないかというのを申し述べられておるのでありますが、私は一昨年、世界の先進国の宇宙開発の實情を視察に参りまして、アメリカ並びにフランス、それからソ連に至り、その実情の一端に触れて、日本の宇宙開発それ自体が非常におくれておる、これはなかなか取り返しがむずかしいぞという、非常に大きなギャップがあるということを感じたしまして、一日も早くこの宇宙開発を日本も独立国家として平和的に推進する必要があるというので、努力をしまいたった一員であります。がいよいよ宇宙開発委員会並びに宇宙開発事業団法案を中心として、日本の宇宙開発はいかにあるべきか、いかにしてスピードアップをするかという現実の問題にいま直面いたしておるわけでありまして、

これに對して、松前代議士の第一の質問は、政

府の目ざす宇宙開発の目的は一体何か、こういう質問をしておられるのでありますが、これに對して、木内國務大臣は、現実の問題として、非常に限定せられた目的を提示されておるわけでありまして、この宇宙開発の目的をどこに定めて、これから日本の宇宙開発を推進していくかということでは、結局宇宙開発基本法の根底にも触れることではありますので、現実の問題は、通信衛星あるいは気象、船舶、航空、測地、そういうような衛星に限定いたしまして、宇宙開発の国家的目的というものを、日本はどういうふうな範囲までの限定を考へるかという点について、御構想がございましたらば、この際お示しを願いたいと思ふのであります。

と申しますのは、一つの例であります。アメリカの宇宙開発活動、これは一九五八年に制定せられた航空宇宙法によつて定められた範囲の活動をやっておるわけでありまして、それによりまして、非常に広範な分野が示されておる。第一に、「宇宙の諸現象に關する人類の知識を拡大させること。第二に、「宇宙飛翔体の有用性、性能、安全性、効率の改善をはかること。第三、「計測器、機器、物質、生物等を宇宙で運搬できる飛翔体を開発し、運用すること。第四、「平和的、科学的目的をもつ宇宙活動から得られる将来の利益を追求する長期的な研究を確立すること。第五、「宇宙における科学技術および、これから生ずる平和的諸活動への応用に關し、リーダーとしての合衆国の役割を維持すること。いろいろな問題が書かれておつて、そして、究極するところ「宇宙応用計画」というところに、いま論議されてゐる通信、気象、測地、資源探査、航行衛星、こういうものがあるわけでありまして、それでありまして、このアメリカの考へておるような有人宇宙飛行計画とか、宇宙科学計画によるところの、いろいろな広

範多岐にわたる問題を追求していくとかいうところまではいかないと、宇宙開発基本法をつくるという段取りに對しての宇宙開発の目的というものは、いま宇宙開発委員会や宇宙開発事業団の目的として定められたものだけでは私はいけないのじゃないかというふうな考へるのですが、これに對して、もし長官、御所見がございましたら、承つておきたいと思ひます。

○木内國務大臣 齋藤先生からたいへん重要な課題について御質問がありました。私も激励していただきまして、まことにありがたい次第であります。お話しのように、確かにわが国の宇宙開発それ自体が非常におくれておることは事実だろふと思ひます。また、この計画につきましても、ややおくれておる、そういう目標の設定等についてもおかれておる。と申しますのは、何ぶんにも宇宙開発は、こちらのほうはおくれておりますけれども、米、ソ連その他の宇宙開発は、非常に多岐にわたつて非常な急速な発展をいたしております。それに対して、科学技術庁におきましては、先般御承認願ひました宇宙開発委員会におきまして、遠い将来のことはわからぬけれども、少なくともさしあたり十年間を展望いたしまして、そして、五年間ぐらいにわたるところの計画を立てよう、こういうことでせつかく審議をしていただいているわけでありまして、そこで、その前にすでに宇宙開発審議会の當時も、いろいろの方針を示されておりましたけれども、さらにこの宇宙開発委員会におきまして、いま申しましたように、少なくとも十年間を展望して、そして、五年間をめどにして目標その他の問題を、ひとつ計画を立てていこう、こういうことになつておりますので、私もその答申をましまして、その線に沿つて開発計画を進めてまいりたい、かように思つておるわけでありまして。

ところで、しからば、そういうことを基本法その他によつてきめたらどうかというお話でございます。これもまたごもっともなことでございます。まして、今後やはり基本法を、アメリカのようないまお話しになりましたようなものをきめるにあたりましては、昨年委員会をきめる当時に、この委員会において御決定になりましたところの事項、こういうことをどういうふうにするか、盛り込んでいくか、あるいは、わが国の宇宙開発をどの範囲まで持つていくべきか、あるいはまた、どういった基本的な施策をやっていくか、あるいはまた、開発の成果をどういうふうにしていくべきか、こういうことを盛り込んだ基本法をつくるのであれば、そういうものをその中に織り込んでいくべきだ、かように思っておりますが、これにつきましては、私どもの承知いたしておりますところによれば、関係諸先生方に超党派のいろいろな御研究になっていただいておりますので、いろいろ研究しておりますが、宇宙開発委員会の答申をまじまして、そして、積極的に先生方の御協議に御協力申し上げたい、かように思っております。

○齋藤(憲)委員 十年ぐらいたつて宇宙開発の基本的構想を練る、それを宇宙開発委員会に託して、いろいろ基本法のあり方というものを考えていくというところは、私も現時点において妥当な方法だと思っておりますが、日本の実力から考えて、十年を目途として宇宙開発基本法をつくるということになりますと、これは原則だけは平和に限るとか、自主、民主、公開の三原則を守るといふことは、十年でも二十年でも、これは永遠の基本的な構想だと思ふのですが、その他に關しましては、この宇宙開発事業団の目的、まあ手一ぱいじゃないか。アメリカのように有人飛行機を飛ばして、そして月の世界を探索するとか、あるいは、ソ連の「ソユーズ」金星にロケットを飛ばすとか、そういうことは、十年を目途として考える場合に、これは日本ではなかなかできないことでありますから、そういう目的を基本法に盛つても盛ら

なくても、私は、いまの宇宙開発事業団法案にある目的で十分なんじゃないか、こうも思われるのであります。

と同時に、この宇宙開発基本法のあり方ですが、これはせつかく宇宙開発委員会というものをつくって、そして、日本の宇宙開発のあり方に対する構想をきめてもらおうということをつくつたのでありますから、この宇宙開発基本法は、政府提案であるが議員立法にならうか、どこかにこきりした妥当な宇宙開発基本法に対する構想というものが出てこないか、なかなかまとまりつかぬ、私はこう思ふのです。それはやはり政府提案で、その結論を土台として法律をつくる。また、議員立法でこれをやろうとしたとしても、何か飛び離れた宇宙開発基本法であつてはいけないうので、やはり法体系に即応したりつばな宇宙開発基本法でなければならぬとすれば、一つの機関として協力を求めた宇宙開発委員会の考えというものが土台となつて議員立法をやつていかなければ、これは法律にならなかつたかと思ふのです。そういう意味合いからいいますと、この宇宙開発委員会の宇宙開発基本法に対する構想というものはいつごろお出しになるつもりであるか、いつごろそれが答申案となつて出てくるのであるか、それをひとつお示し願ひたいと思ふのであります。

○木内閣務大臣 齋藤先生のお話まことにごもっともでございます。私どももその点に着目いたしておるのですが、いま宇宙開発委員会におきましては、せつかく御研究になつていただいております。そこで、この四、五月ごろには答申を得られ、かように私どもは感じておるわけであります。

○齋藤(憲)委員 国会が五月一ぱいで定期の期間が切れるわけでありまして、四、五月といわれて、四、五月ごろに委員会の宇宙開発に対する基本的構想が出てから政府提案をやる、あるいは議員立法でやつていくということになると、結局、この国会では基本法の構想というものは、委員会の答申をまつてやつていったんじや間に合わないとい

うことになるのではないかと思ふのですが、これはどういうふうにお考えになりますか。

○木内閣務大臣 ただいまお話しのとおり、どうもこの国会には間に合ひかねるのじやないか、かように考えております。基本法の場合には間に合ひかねる、かように考えております。

○齋藤(憲)委員 その内容のこまかいことは、この国会に間に合ひないといひましたが、大体宇宙開発基本法のアウトライン、この平和に限る、自主、公開、民主の三原則というものをからもう少し出た、もう少し具体的な構想というものを早急にお出しになるというわけにはまいりませんか。やはり四月ないしは五月ということに——四月と云つたつてもう間もなくでありますけれども、いつごろまでにその委員会の機能を督促してお出しになることができるか、そういう見通しがございせんか。

○木内閣務大臣 お答えいたしますが、平和目的に限るとか、あるいは自主、民主、公開、あるいは国際協力に資する、こういうような点は、私は、もちろん原則的のもので、法律をきめようがきめまいが、私どもはあくまでもそれでいかなければならぬと思つておるものでありますから、法律ができればこれは当然盛り込まれるべきものだと思つておりますが、そのほかに、さつきもちよつと申し上げましたように、対象範囲を当面どこまで持つていくべきか、あるいは、たとえば宇宙の定義、これ自体は今日なおいゆる宇宙条約におきまして、その定義がまだきまつておらない。関連におきまして、これをきめようとしておりますけれども、まだきまつておらないという状態で、こういう問題をどうすべきかというような問題もあつた。さらにまた、この当面の基本方針、基本施策、これをどういうふうにするべきか、こういう点などもあつて、ずつと容易ならぬいろいろな要素も含んでおりますので、お出しできる問題は、いま申しましたように、基本的原則、平和目的その他の基本的態度、そういうことはできますけれども、なかなか検討を要す

る問題が相当あると思つております。

○齋藤(憲)委員 宇宙開発基本法に關する原則以外のことに對しましては、私も別段構想があるわけではありせんから、大臣の御答弁を、そうですかと承つておくよりいたし方がないわけでありまして、ただ、私のそういうふうな考えますことは、いま日本におきましては、科学技術基本法というものの問題になつては、松前代議士も、この科学技術基本法に本会議で触れられております。宇宙開発基本法と科学技術基本法の関連性というものは一体どこにあるか。考えようによつては、科学技術基本法の中に宇宙開発基本法というものが包含されていくのではないかと云ふうちに、科学技術基本法の中に科学技術基本法というものが包含されていくのではないかと云ふうちに、科学技術基本法にいたしまして、宇宙開発基本法にいたしまして、これは考えようによつてはむしろいいのだというように思ふのです。私は、そういう点は、しるうとすから、よくわかりませんが、とにかく科学といふば、経験が知識を生み、知識がまた経験を生み、宇宙の森羅万象に對して、マクロの世界からミクロの世界にわたる真理探求がサイエンスだといふことを聞いておるので、そういたしますと、宇宙開発というものは、科学技術基本法の中に、ある意味においては包含されてしかるべきではないか、こう思ふのであります。

ところが、一方、宇宙開発と申しますと、われわれの太陽を中心とした九つの惑星の中から地球だけをばつととつてしまつた、地球の大気圏だけをばつととつてしまつた、そのあとがどうも宇宙だといふ認識、定義になつておるやうです。月その他の天体を含む宇宙空間の探索及び利用における国家活動を律する原則に關する条約、これは太陽を中心とした九つの惑星の中から大気圏に包まれた地球といふものをばつととつてしまつたあとが、これが宇宙だといふふうにも考えられるので

すね。そうしますと、いまの科学技術の進歩が宇宙にまで広がって、そこへ科学技術基本法と、それから宇宙開発基本法、こう二つこまを進めていくのに、その関連性は一体いかにあるか、そんな重複した法律をつくる必要はないのではないかと、一本にまとめられるならばまとめられた方がいいではないかというふうな構想も出ないわけじゃないのです、これは。そういうむずかしいめんどくさいことは、きょうの議題ですから省きますが、私のお願いをしたいと思います。すくなく、これはわれわれも力足らず、その責任の一端を負わなければならないのだと思いますけれども、宇宙開発に対する構想として附帯決議にもございまして、宇宙開発委員会の強化というものがある。宇宙開発事業団の新設というものがある。宇宙開発局の新設というものがある。

宇宙開発体制強化の必要性についてという科学技術庁が出した昭和四十三年十一月の要望書があるのです。これ三つそろそろというところ、そういう問題も早急に解決のめどがついていったんじやないかと思えますけれども、宇宙開発事業団の新設というのはいま議題になっているだけであって、あとの宇宙開発委員会の強化と宇宙開発局の新設というの、これはドロップしているわけですね。ですから、こういう体制でもっておくれた日本の宇宙開発の体制を先進国に追いつくように急速にスピードアップをするという点から考えまして、現政府というものは一見何か非常に重点的に宇宙開発問題を取り上げているように見えるけれども、その内容というものはさっぱり力を入れていないのじやないかというようにも思われるのですが、これは、担当大臣として、この点に対してどういう御感想をお持ちですか、お示しを願いたいと思います。

○木内閣務大臣 齋藤先生のお説まことにございともてでございます。御案内のように、また、私が先ほど来申し上げておりますように、宇宙開発、これは非常に広範多岐にわたっておりまして、そして、巨額の資金を要する大事業なんです。そこで、これを行なうにあたりましては、どうしてもまず体制を整備しなければならぬということはいまお話しのとおりだと思っております。

ところで、来年度の予算の要求にあたりましては、いまお示しになりましたそういう書類をつくって、せつかく、先般の科学技術特別委員会において附帯決議として出されました趣旨で、この委員会を強化する、あるいは開発局をつくれ、あるいはまた事業団をつくれ、こういうような体質整備をしるというふうなことがありまして、そこで、その前にさかのぼりまするが、宇宙開発を総合的に、計画的に実施していく体制を整えなくちゃならぬというので、まず第一に企画審議の機関として宇宙開発委員会というものを昨年つくっていただきました。ところで、さらに開発局もつくらなければならぬ、あるいは委員会の強化もはからなければならぬということを考えておったのですけれども、何ぶんにも、一面におきまして行政簡素化の要請が非常に強いものでありますから、それらの実現をはかることができませんでしたが、しかし実施機関として今回事業団法を御制定願う、事業団を設立することをひとつ認めていただきたい、こういうことでそのことを認めてもらったわけなんです。そこで、昨年の開発委員会に引き続きまして、実施機関としてつくる、その他の局の問題、あるいは委員会の強化の問題については遺憾ながらこれを、いま申しましたような趣旨で、後年度に譲らざるを得なかった、かようなわけでございます。

○齋藤(憲)委員 まあそういう状態に立ち至っておる現状でございますから、非常勤とはいえないが宇宙開発委員会の委員各位を賛成せられまして、なるべくすみやかに日本の宇宙開発体制を強化拡充し、き然たる軌道に乗って推進のできるようにひとつお取り計らいをお願いしたいと思います。

そういう意味で、宇宙開発基本法のあり方というのに対しては、われわれも大いに勉強いたしまして、その適当なあり方というものに何とかあやまちない構想をつくり上げてまいりたいと思っておりますが、その点に対しては特に当局におかれまして勉強されんことをお願い申し上げます。

それからもう一つお願いをいたしたいことは、この宇宙開発局をつくらうという構想です。これは結局、宇宙開発の大きな問題に取り組む基本的態度として自主開発をやるといことが、この前の国会においての総理大臣の御答弁を讀みまして、歴然とした構想のようでありました。この自主開発をやるとい、この自主開発というものをどういうふうにお考えになっておられるのか、これをひとつ承っておきたいと思っております。

宇宙開発局というものをつくって、自主開発に必要な行政的な総合取りまとめというものを計画したのではないかと申すのでありますが、いまのような状態においては、自主開発といつても、自主開発の解釈いかんによつては羊頭狗肉のことばになつてしまふのではないかと、こう思ふのであります。この自主開発をいかに進めていくか、このことば、どの程度のことをお考えになっておられますか。

○木内閣務大臣 これもまことに御説のとおりでございますが、この自主開発というのは、私どもは自分の手でひとつ開発をする。自分の手で開発をするというところは、すべて自分が開発したもので、ただでなく、必要があれば、必要な程度を自分で技術を導入してやる。そして、その導入した技術にさらに開発を加えていくところまで私はこの技術開発といふことが含んでいる、かように解釈をいたしておるのです。

○齋藤(憲)委員 きのう原子力船の問題で、ここでも質疑応答が行なわれたのでありますが、その際船舶用炉PWR、ウエスチングハウスが世界に誇りをもつて推奨されているあの船舶用炉、あれの中心部分には技術的に未公開だ。そして、表看板は国産炉といふことになっておる。日本の自主開発、国産といふのはみなそういう形のようですね。飛行機にいたしましては、肝心のジェットエンジンは英、国から導入する。国産国産といつておつても、ほん

んどうの姿を見ると、国産じやない。いまも長官がおっしゃる通りに、技術は外国から導入してこれに日本がよい手をかけるという自主開発になるのだ、いわゆるオリジナリティーといふものを考えないでやつていく、そういうことでも自主開発といふことになるのか。やはり日本人のオリジナリティーといふものを土台として組み立てていく、その上に多少は外国の技術が導入されてプラスになつても、それは根本的には日本のアイデアといふものが生きておるのだというのなら、私自主開発といふことばを使つてもいいと思ひますが、根本は外国のだ、それにちよつと日本が手を加えても、これは自主開発だといふようなことでは、私は非常に大きな問題が残るのではないかと、こう思ふのであります。こういう点に対しては大臣は一体どういふふうにお考えになりますか。

○木内閣務大臣 齋藤先生のお説まことにございともてです。私もその点を深く考えまして、先日発表しました科学技術白書によりまして、自主開発といふことに、自主開発力を大いに推進していかなければならぬと常々考えております。しかし、御案内のとおり、何ぶんにも各方面、各分野におきまして、わが国はまだだいぶおくれにいます。進んでおるところのものを取り入れて、そして、それにさらに開発を加えて、わが国情に合った、向こうのもの以上のものをつくらう、これだけの努力を私どもはしなければならぬ。それによつて初めてわが国の技術の開発が一そう進んでいくものだと思います。外国のほうに進んでいるものがあるが、それはそつちのけにしてこちらだけをやつていくということになりますと、非常に時間がかかります。そういうことで、わが国は、単に宇宙開発だけではありませんが、全般にわたつてどうもそういうところがあるのですが、今後はオリジナリティーを大いに発揮していかねばならぬと思ふのですが、当面としては、向こうの進んでいるものがあつたら、取り入れられる

ものは取り入れて、それにさらに開発を加えて、そして、それよりも以上にいいものにする、しかも、わが国の諸般の国情に合ったものにしていく、これがいまの場合におきましては最上の策ではないか、かように考えておるわけであります。

○齋藤(憲)委員 日本が技術がどれくらいに進歩しているか、宇宙開発に対して実際に応用できるところの技術というものはどの程度に進歩しているか、これを総合的に組み立てて、どの程度の機能が發揮できるかというようにことを総合的に行政上の面からサンプルアップして、そして、そのめどをつけようというところで宇宙開発局というものをつくろうと考えたのだと私は思うのです。今日の状態において、たとえば、通信衛星を用途として昭和四十八年に三万五千八百キロの赤道上の軌道に衛星を打ち上げる。これには姿勢制御、誘導制御といういろいろなむずかしい問題もある。結局するところ、エレクトロニクスの世界がその大半を占めている。日本のエレクトロニクスの世界というものは、御承知のとおり、もう対外貿易の第一位を占めて十三億ドルを抜いた。造船もあるいは自動車もエレクトロニクスにはかなわない。日本のエレクトロニクスの世界というものは、世界的に飛躍をしているのだ、こう言っているが、では、日本のエレクトロニクスの実態というものは一体どこにあるのか。行政的にこれを見れば何にもないわけですね。何にもないと言っている話があるけれども、通産省に電子工業課、一課あるだけです。一体、どこを目当てにして何万、何十万、何百万に及ぶ部品の性能を日本でそろえることができるか。私は、そういうことは口では言えるけれども、昭和四十八年にあの静止衛星を打ち上げるというその部品一個の検定だって、可能な部品であるか不可能な部品であるかという検定は、日本にはできないのじゃないか。一体、だれが責任をもってこのけじめをつけていくのか。だから、昭和四十三年に打ち上げるといふ東大のロケットも、もう一年生に逆戻って、これは打ち上げができないという状態に落ちてきてお

りますね。だから、計画はいいんだ。プランメーカーとしては、私は日本のいろいろな計画を読んできて、なるほどこれはりっぱなものだと思いましたが、さっきまで読んでいて。しかし、ハッと思つて、さて、これはどれだけの性能というものが必要なんだろう。たとえば最近問題を呼んでおりますIC、集積回路、これだつてアメリカの特許であります。ただ、日本ではわずかに、いま大臣の言われるようにソフトウェアの範囲内においてこれを利用するといつて利用しているだけの話です。ですから、そうなりますという、結局、宇宙開発に必要なところの技術的な問題というものは、オリジナリティーそのものを外国の技術導入という形にならなければ、この問題は私は実現できないのじゃないかと思つているのです。そうなるにつれて、インテルサットという問題が大きな問題になってくるわけですね。ですから、そういう日本の宇宙開発に必要なところの高度の技術、部品、材質、しかも、何十万必要かわからない部品の性能をきつとそろえて、これならよろしいといつて太鼓判を押せるところの日本に対する指導機関、検定機関というものがあろうかということになる、私はないのじゃないか、こう思うのであります、これに対しては長官はどういうお考えを持っておられますか。

○木内国務大臣 まことにごもっともな御意見でございます。もちろん、開発局を設けまして、そうして、開発局において、いまお話しになったような行政面を担当すれば最も適当なものでありますけれども、さつき申しましたような事情によりまして、開発局を設けることができませんでしたけれども、いまお話しになったようなことの大部分を担当して、これを実施していくために、この開発の実施機関としてこの事業団というものの設立をお願いしている、こういうわけでございまして、開発局が特に設けられませんが、この事業団においてその機能を果たしていける、かように考えておるわけであります。

○齋藤(憲)委員 そうすると、私がいま申し上げた心配は、一切あげて事業団において解決する。そうなりますと、この事業団の任務というものは、これは非常な大きなものになってくるということになります。だから、これはよほどしっかりした考え方をもちてこの事業団の運行というものははからなければ、これはなかなか所期の目的は達せられないのじゃないか、こう私は思います。ですから、昨年の一月十七日にジョンソン大使から日本政府に申し入れたところのいわゆるジョンソンメモというものは、これは、アメリカは高度の技術を持っておりますから、この高度な技術から日本の実態を見るときは、ああいうメモを出さざるを得ないということはおそらくはわかっていただろうと思います。あれを見て私は非常におそれななしたのです。そうしますと、あのジョンソンメモによりまして、これは私がここで申し上げるまでもなく、アメリカの技術導入の限界というものははっきり示しておるわけですね。この限界は、だれが解釈をいたしても、地方衛星、地域的な衛星は、インテルサットのたまえから認めないというのです。完全な実験衛星及び国内衛星に限っては、技術導入というものをアメリカは承諾するけれども、その他のことに對してはこれは認めないという意味の技術導入なんですね。これに對して、現在ワシントンでやっておるところのインテルサット恒久協定に対する日本側の主張というものは、地域衛星を打ち上げる権利を確保するという、これはこの間の郵政大臣の答弁にもちゃんと出ておるわけですね。

○木内国務大臣 お答えいたしますが、御案内のとおり、あのメモというものは、アメリカが、もし日本が希望するならば、この衛星の打ち上げに関する技術その他のものを供与する、こういうことになっております。それに対して私どものほうは、やはり異議を述べておるのです。返事の――返事と言つちやあれですけれども、向こうに對するメモにおいて述べておられて、この問題は衛星及びその打ち上げのロケットに関するものであるから、こういうことを言っているわけなんです。あの条件すべて、向こうの言つた条件すべてそのまゝ受け入れて交渉しているというわけではないのであります。たとえば米ソ、中ソ両国に對する関係あるいは第三国に對する関係、こういうものにつまきましてこれをテークノットして、今後十分にひとつ協議していこう、こういうことになっておられて、それをそのまま条件を全部受け入れておるわけじゃないのであります。そこで、いまインテルサットの会議によりまして、これは私の答えする領分じゃありませんけれども、いまお話しした地域衛星、これを認めるように、こつちが主張しているというところから見ましても、あの中に書いてありましたそのまゝの条件を全部受け入れて、こういうわけではないのであります。こつちのほうの態度として、いま申しましたように、インテルサットの会議においても、すでにそのことを主張しているというふうなわけでありまして、

今後私どもは、どうしてもこの地域衛星の打ち上げを私どもの手でやり得るようにならうとひとつ目的を達したい、かように思つて、いませつかくわが国の代表が向こうに行つて交渉しているようなわけでありまして、

○齋藤(憲)委員 まあこの問題はやめます。ただ、局長に一つ関連して伺つておきたいことなんです。アメリカはインテルサットの三号系計画として、大西洋に――もう三つ上がつたですか。

○石川(晃)政府委員 一つでございいます。

○齋藤(憲)委員 太平洋に一つ……。太平洋に二つ……。まあそれはいいんですがね。とにかく太平洋に一個、大西洋に一つ、インド洋に一つというふうに三つ、三点を結ぶと地球の全視野が入るわけですね。そうすると、グローバルシステムとしては三つ必要だ。しかし、リージョナルなシステムとしては一つ一つでいいわけです。特に、インテルサットの三号系の衛星ということになると、電話が千二百チャンネル入る。そうすると、太平洋に一つ千二百の能力を持つ衛星が打ち上がる。そうすると、局地局というものはもうすでに予定がこんなにしている、こういうふうには、実質的に、地域衛星というものを日本が打ち上げる必要があるのかどうか。これはドメスティックなやつですね。国内衛星というものは、いまテレビならテレビというものが、カラーテレビに変わってきて、そうして、離れ離れ区域がたくさん出てきた。これに対して有線放送をやらなくちゃいかぬじゃないかといつて大騒ぎしている。だから、そのカラーテレビの離れ離れを解消するためには、それは、日本の上に日本専用の通信衛星を打ち上げて、これを利用するという価値はあるけれども、東南アジア向けにグローバルな衛星がたくさん上がって、それは三個一組になって地球を視野の中へ入れるだけの能力を持つておる。たとえば太平洋、インド洋に二個ずつ上がったら、結局四個の地域向けの衛星があるんだから、あえて日本が日本独自の立場においてこんなべらぼうな金をかけて地域衛星を打ち上げるなんというのの必要性があるかどうかということ、それはどうなんですか。

○石川(光)政府委員 お答えいたします。ただいまの三号系の衛星は、つい最近上がったものでございますが、これは、いま先生おっしゃいましたように、大体一つの衛星で千二百チャンネルの電話回線を持つていて、同時に二千四百人の人が話ができるということでございますが、これは周波数の関係もございまして、いまそうたくさん三号系と同じような性格のものを上げ

るわけにはまいらないわけでございます。これは通信の問題が生じますので、やはり数としては非常に制限されてくるわけでございます。したがって、千二百チャンネル程度のものではないかと、かりにこれが欧州関係のほうになりますと、この千二百チャンネルぐらいでは足りないのじゃないかと思ひます。ただ、東南アジア関係につきましても、現時点におきましては、このグローバルシステムで間に合うかもわかりませんが、これは、今後の問題といたしましては、相当数の通信量がふえてまいりますと、もうこのチャンネル数では足りなくなつてくると思ひます。さらに四号系につきましても、予想といたしまして大体五千チャンネルぐらいのものが上がるといふことになつておりますが、これは数年先になると思われるわけでございます。また、東南アジアの開発状況によりましては、やはり地域的な衛星によりまして、東南アジア相互間の通信というものがそこではかされるという必要が当然出てくるものと私たちは考へてゐるわけでございます。

○齋藤(憲)委員 その問題は時間とりますからまた後日に譲りますが、とにかくインテルサットのほうは、ここに書いてあるように、一九六八年の十二月には大西洋西経三十一度で打ち上げるんだ、それから今度は一九六九年一月にも打ち上げるんだ、それから大西洋西経六度にも打ち上げるんだ、インド洋東経六十二度にも打ち上げるんだ。これはどんどんどんどん打ち上げてくるわけだね。そうすると、日本は一九六八年に打ち上げるんだなんて言っているうちに、何もそんなに打ち上げなくたって、そのうちの一個を使えば、それはりっぱにリージョナルな通信は自由自在にできるということになるおそれが私は非常にあるんだと、こう思ふんだけれどもね。だから、そういう点は、一体どう考へておられるのかです。ね、まあ、技術導入と実際の力というものは対比において、まごまごしているうちに向こうはど

星というものは一体、それからまた何年かかるかということをお考へするというと、赤道三万五千八百キロの静止衛星軌道というものは、もう満員で札どめだといふおそれもあると私は思ふんですがね。そういう点に對しても、ひとつ嚴重な検討を加えて、インテルサット恒久協定に対する日本の態度というものをきめてもらいたいと思ふんです。インテルサット協定にも入らない、技術導入も受けない、そうして、四十八年になつても実用衛星も上がらぬ、実験衛星も上がらぬ、とにかくみんなすつちまつて、あとはゼロしか握られなかつたといふようなことであつたら、私はこの宇宙開発推進というものを、これは逆効果があるんじゃないかといふことを心配するんです。だから、そういう技術の検討というものを一体どこで日本はやるのか、それが宇宙開発事業団でやるんだということになれば、これは一刻もゆるがせにすることはできないんだ。もうそれはあしたからでもこの体制を確立して、その検討を始めなければ私は間に合わないんじゃないかと思ふんです。

かつて、私は日本の飛行機がなぜ落ちるかという問題を負わされてアメリカを視察したことがございまして、私が参りましたのは、十何年前でございまして、アメリカで飛行機の部品を調べるライセンズを持つていた工場が十二ございまして、これは全部軍のライセンズを持つていた。GEが一つの部品をつくり出すといふと、この何十万、何百万という中から抜き取り検査をするのです。その工場に行つて見ましたけれども、それはもう激烈な、こんなひどい試験をしなければならぬものであるかと思ふくらいにテストをやるのです。そして、軍でもつて一年間使つて、故障がないといふところまで民間の飛行機に使つていふといふことです。それから日本に帰つてきて、日本にはそういう検査をしていふところがあるかといふと、ないといふので、私は国産の飛行機にはあぶないから乗らないことにしたのでした。結局、大気圏を突破して三万五千八百キロ、一秒間に七キロ、八キロ、十一キロという速力をもつて飛んで

いく摩擦熱に耐えるほんとうの材質というものは日本にあるかという材質検査は、一体どこでやるか。そういう個別な観点から日本の実情というものを調べてまいりますと、累卵の危うきに立つていふというのが、私は日本の科学技術の実態ではないかと思ふのです。

だから、そういう一切の責任というものを事業団に負わせるんだといふことであつたら、これはやはりどんなことをしてでも事業団というものを早くつくつてやつてみる。そこに私は、今日議論されておる宇宙開発事業団の重要性があるんだ、こう思つて、野党の皆さん方にも、なるべく早く審議して通してもらいたい、こうお願いをしておるわけなんです。でありますから、そういう点からいいますと、私は、当局も、この法案の通過をはかると同時に、実態的にほんとうに可能であるか可能でないかといふことを、よくひとつ御検討願ひたいと思ふのです。

最後に私は、松前先生が特許法に触れておられますが、今日の特許法は、これは大臣の答弁を讀みますと、特許法の改正が提案されておるからよろしく御審議を願ひたいといふ答弁をしておられます。日本の特許法というものは、いままで、松前先生の言われておる通りに、いろいろな問題を残しておるわけでありまして、特許の未処理が大体六十万件、この六十万件の未処理特許の中には、どれだけの優秀な日本人のアイデアが含まれているかわからぬけれども、これは処理がおくれているために非常に日本に損害を与えておる、こういうことなんです。私は、この特許法の改正につきましても、長官にひとつお願いを申し上げておきたいと思ひます。

それは、科学技術庁を新設いたしますときに、特許庁は科学技術庁に属すべきものであるといふ主張だったのであります。これは与野党一致の主張であつたのであります。それが、政府の行政的な摩擦によりまして、科学技術庁に特許庁というものが来なかつた。私は、科学技術の振興というものを本式に考えますと、特許行政というものが根底と

ないやつは、実験衛星なんだ。だから、実用衛星

星というものは一体、それからまた何年かかるか

いく摩擦熱に耐えるほんとうの材質というものは

なるべきだというふうに思っております。何としても、科学技術というものをナショナルリズム的に考えますと、日本人のアイデアというものが土台にならなければいけない。しかも、オリジナリティー、クリエイションでなければ、ほんとうの科学技術というものの進歩というものにはならぬと私は思うのであります。そのほんとうの科学技術の進歩の根底となるべき発明というものが科学技術庁になくて、そうして、科学技術の振興というものをやるんだというのでありますから、これはほんとうの意味からいって、私はイカサマだ、こう思っているのです。イカサマを何とかして糊塗しようと思つて奨励課というものを一つつくつたのです。ところが、奨励課に対するところの予算は幾らだか、長官知つておられますか。長官が奨励課の予算を知らないということになると、いよいよもつてこれは科学技術庁の本体というものはあぶなくなくなるわけですね。これはわずかに三千万円、歴年三千万円。発明奨励に一番大きな科学技術振興の民間の土台となるべきそのものに對して、歴年三千万円。ふえないんだ、これは。いかに日本の科学技術振興体制というものは、インテキとは言いません。あいまいもこのたものであるかというところは私は痛感するのであります。これは何回科学技術庁に要望いたしましても、この発明奨励の金というものはふえない。一体、発明奨励を徹底的にやらすして科学技術の振興を求めるなどというところは、木によつて魚を求めると同じことです。だから、日本の技術はおくれるのです。

ところが、特許行政というものは、またこれイカサマなんです。世界の文献を調べて、新しいアイデアで工業権となり得るものは特許を許可するのですが、特許を許可しつぱなしであります。これに對する育成強化の機関というものは何があるかという、新技術開発事業団一つあるだけあります。あれだって、みみっちいものであります。ですから、日本は、世界的にたぐさんの発明、特許、実用新案の要求があつても、ものになつていく度合いというものはごく少ないので

す。しかも、特許庁の内部の意見を聞きますと、日本にだつて非常にいいアイデアがあるんだけれども、アイデアがあつても、許可したらすぐ事業化なんというところは、これは千三つだ。外国はそうじゃない。いいアイデアはすぐ伸びていつてしまふ。その責任は一体、行政的に、政治的に、どこが受け持つのかという、どうしても、いやでもおうでも科学技術庁が受け持たなければならぬ。民間の発明奨励に關する予算三千万円、スズメの涙にも及ばない金をもつて日本のアイデアを生かしていくというのでありますから、これはとにかく鬼神のわざでなければできないと思うのです。神さまでできない。これはどうしてできないことなんでしょう。そこを私は松前代議士が言つておられるのだと思うのです。ここにもちやんと金の比率まで出しておられますが、日本が日本の発明によつて外国からかせぐところのロイヤルティーというものは、日本が外国に払うところのロイヤルティーの八割、それで一体、経済が世界の第二位になつたとか三位になつたとか、その実質を解剖していくといふと、ジョンソンメモのように、おいおい、ほしければインテルサットに頭を下げる、インテルサットの言うとおりになれ、それじゃ教えてやろう、こういうことになつてしまふのです。インテルサットに入らないといふことになつてしまふと、では何にもなくなつてしまふといふおそれがある。そこへ私は思ひをいたしますといふと、なかなか日本の宇宙開発といふものは、これは言うべくして実現といふものは困難だ、こう思ふのであります。よほどこれに對しては、口頭禪におちいらぬように、実質を備えたところの行政その他万般の処置を講じていかなければ、私はこの大目的といふものは達せられない、こう思ふのであります。

そういう点に關しまして、いま特許法の改正といふものが国会に提案されております。これの審議に對しましては、科学技術庁も大きな関心を寄せて、その特許行政のあり方というものは検討を加えるべきだと思つてゐる。そういう意味合い

において、特許法の改正というものが委員会に付託になりましたときには、これは科学技術振興対策特別委員会も、合同審査の形においてこれに對して検討を加える必要はあると思ふのであります。それは委員長にお願いし、野党の皆さん方にもお願いして、そして、特許法の改正といふものに對しては、やはり意欲を燃やして日本の科学技術の振興に對する基本的な構想の推進をはからなければならぬと思つておるのであります。科学技術振興の担当の大臣として、こういう問題に對してはどういう御所見をお持ちになつておられますか、ひとつ御所見を承りたいと思ふのであります。

○木内閣務大臣 齋藤先生お話し点、一々ごもつともだと思ひます。そこで、先生方、從來から、特許庁を科学技術庁の所管にして、しかも、発明奨励の金をふやせといふ御意見を常々お述べになつていただいております。私どものほうにおきまして、いまお話しになつたような点を十分頭に置きまして、関係大臣と十分打ち合わせをいたしたいと思ひます。

○石田委員長 関連で、石川君。

○石川委員 特許法の問題が出たのですから、ちよつと私も一言質問をしたいと思ふのです。これは、実は商工委員会に特許法の改正が提案になつておりまして、現在まだ本格的な審議に入つておりませんけれども、私も特許法の改正に非常に関心を持っております。この問題は、私は社会党の責任者のようなかつこうで審議をしようと思つております。

この特許法の問題は、これだけお話ししても相当の長時間を要するきわめて複雑な内容を含んでおります。それをこで一々申し上げるつもりはありませんけれども、現在滞貨になつておる特許というものは大体六十二万件。毎年二十万件というに達して、出願の件数では日本は世界一といふことになつておりますけれども、そのうち毎年処理できる件数が十三万件から十四万件ぐらゐですから、毎年六万件から七万件が積み残しをされる。それが積もり積もつて六十万件をこえる

という膨大な滞貨になつておる。これを何とか処理しなければいかぬといふことで、ヨーロッパあたりのやり方をまねまして、一年半たつたら早期公開をする。同時に、その権利を獲得したいと思ふ人は審査請求を出せ、こういうことになつておるわけですね。ところが、この六十二万件といふものが、一ぺんに今度出されるわけですね。こんな六十万件もの案件が一ぺんに早期公開ということでは、ちまたにあふれたら、これは処理できません。また、早期審査請求権といふものををつければ結局前と同じように全部これを処理していかなければならぬ。大体早期に公開をしたものに対して審査請求何%出るかという見通しについては、九五%は出るであらう。こういうことでは、九五%は出るといふ膨大な滞貨が起るのではないかと。これが予期されますので、この特許法の改正をにわかになつては賛成できない。同じことなんです。それよりは特許といふものを、いま齋藤さんがおつしやるように、どこか中核的な仕事として本腰を据えてこれを早期に処理していくという体制ができない限り、早期に全部公開してしまふ、それで審査請求をする人はほとんど審査請求をしていくといふことだけでは、これはとても日本の新しい技術といふものを公開して日本の科学技術の振興に役立てるといふことにはいかな。ほんとうのやつつけ仕事になつてしまふ。

そういう意味で私は考えるのでありますけれども、この特許庁といふものは通産省の外局になつております。通産省の外局になつてゐるといふことには、それなりの理由があります。これは、外国からの特許、あるいは日本からの特許といふものが一応の争ひになつたといふような場合に、企業家との関連の多い通産省が扱うのが一番都合がよろしいのだといふ見方がありますけれども、しかも、通産省の中における特許庁といふのは、あくまでも外局的な扱いであります。これを本格的に日本の科学技術を推進するために特許庁をどうする、特許をどういふふうに進進していくか、これをどういふふうを活用させるんだということが通

産省の中心課題ではないわけです。しかし、これがもし科学技術庁に来れば、この特許庁を中心として日本の科学技術というものの進歩をはかるんだという体制にすることが可能なんです。ところが、それが、この科学技術庁ができましたときに、そうではなかったという事は、私は非常に日本の科学技術の進歩の上に千載の恨事だと思つてゐる。これはいろいろ考え方はあるでしょう。通産省の大臣にも、この件についてはあらためてよく質問をしたいし、また、大局的な立場で特許庁はどう考えるかという事を考え直してもらわなければならぬ。今度の特許法の改正の中では何らの解決になりません。ただ、めんどくさいからみんな出してしまふ、責任回避なんです。そうやってきたときに六十二万件のものをばあつと公開をして一々審査をするのでは同じことです。結局体制が整わなければだめなんです。そういうようなことで、私は、特許法の改正というものについては非常に懐疑的であるし、あそこは特許庁のほうに人を入れると、本省のほうで人がほしいというふうにみんな本省のほうに人をやってしまふ。そういう形で、外局だから非常に弱い。かっこうになつてゐる。特許庁というものは通産省の中心にはなつてゐない。そういう点で、日本の科学技術の推進上きわめてまずい組織体制になつてゐるのではないかとこのことを痛感するわけです。そういう点で、ひとつこれは科学技術庁長官としてももとよりでありますけれども、日本の科学技術を推進するという立場で、内閣自体が真剣に考えてもらわなければならぬ、こういう問題になつておると思ひます。その点について御意見を伺ひたいと思ひます。

大臣、こういう問題はなんですか。こういう重大な問題は閣議でどういう取りきめになるのですか。そうして、関係閣僚とどういふ場で見の調整をされるのですか。一方、こういうものを全部廃案にしてしまふというようになつてゐる。六十何万件を一気に処理しようとしておるのです。それを答弁だけではいかぬので、どういふうに実質的に関係閣僚と話をされるのか、閣議といふものはその中でどういふ位置づけを持つておるのか。これはおそろく日本の科学技術振興のアキレス腱になると私は思ふのです。こういうやり方をしておつたら。齋藤さんの言われるとおり、また、松前さんの言われるとおり、問題を簡単に処理されるようなことでなく、重大な問題です。それで、信念をもつてこれをどうやるかといふことを答えていただかぬと、ただ単に関係閣僚で話をするだけではないかと思ふのです。その点ひとつ。

○木内国務大臣 いまお話しになつた点もごもつともですが、御案内のとおり、科学技術庁ができた当時においてこれを科学技術庁と一緒にしておればよかったのですが、その当時においても、先生方の非常に御熱心な御意見があったにもかかわらず、できなかったというふうな事情も考えます。いまの時点において、行政のそういう組織を変えようという事は、非常に困難な点があると思ひます。しかし、お話しした点、まことにごもつともな点がありますので、私もこの問題をよく検討いたしまして、何か効果的な結果を得るよう努力をいたしたいと思ひます。

○三木(喜)委員 それについては後ほど御検討になり、協議なさつたら、そこでやつたことは御報告いただけますか。与野党一致して重要問題として提起したわけですか。私もこの問題はどうかせ一度はやらなければいかぬと思つておりましたが、きょうは齋藤さんの御質問ですから、その点だけ念を押しておきたいと思ひます。

○木内国務大臣 いまお話しした点は、この科学技術庁ができたときに、これを一緒にすることが非常に困難であつたというふうな事情もお考え願へば、私はできるだけひとつ検討してやりますけれども、なかなかそう早急には実行に移すことは非常に困難な点があるのではないかと、かように思つておりますけれども、われわれとしては、何としても科学技術の振興に資するようなことをのためにあらゆることをできるだけ効果的にやつていかなければならぬ立場におりますから、これは十分検討しまして真剣に取り組んでいきたいと思ひます。

○齋藤(憲)委員 それでは最後の質問の締めくくりをいたします。

第一に、長官にお願いを申し上げました宇宙開発の目的、これは本会議で御答弁をなされた範囲内において確定するか、あるいは、もつと大きな範囲を広げて基本法の根底にすか、そういう御構想がもし宇宙開発委員会の審査によつてきまつたら、ひとつ御発表願ひたい。それによつて、われわれも宇宙開発基本法のあり方に対して構想を練つてまいりたい、そう思つております。これをひとつお願いを申し上げておきたいと思ひます。

それから、宇宙開発委員会の強化に対して、これはこんな当局が弱体だと思つておる宇宙開発委員会に将来の宇宙開発の重大問題を預けることとは、どういふでかかぬものではないか。行政改革のたてまえ、行政改革というものは国利民福、国力の伸長のために行政改革があるものであつて、宇宙開発をやつて国力の増進をはかるうとするのに、それをチェックする行政改革というものは私は逆だと思ふのです。国家を弱体化せしめる行政改革といつてもいい方がないではないか。そういう点からまいりますと、日本の行政の中で企業的な立場に立ちますと、何が一番弱体かというところ、電子局がないことです。これは電波法と放送法だけでやつてゐるのです。その電波法を中心とした企業体制というものは、すでに二兆円を抜いてゐるのです。一年の生産高二兆円を抜いてゐる企業に対して、行政の責任を負うのはどこだというところ、電子工業課、一課なのです。一体そんな行政の組織というものがありませんか。私は、そんな無責任なことではないと思ふのです。だから、私は、長年の間、科学技術庁に電子局を設くべしという提案をいたしておりましたが、一顧だに行政改革のたてまえから、これが認められない。おかしいですね。ですから、有能な科学技術庁担当大臣であられます木内長官におかれましては、こういう点は閣議において強力に推進されたいと思ふのです。二兆円を抜くところの企業体制に対して、行政的な責任を負うのに局一つない。そうして、世界の何番目になつたといつて経済の隆盛を謳歌するなんて、私は主客転倒してゐると思ふ。だから、大きな発明が一つばつと日本にくると、全企業体がおびえるでしょう。御存じでしょう、IC旋風、あれは豆粒一つのようなところに入らなう。ダイオード、抵抗が何百と入るのです。ですから、テレビがポケットに入るようになつてきた。そのIC旋風によつて二兆円に余る企業体というものがどれだけおびえたか。政府は一つもその責任をとらない。だから、あの企業体は、政治は要らないのだと言つてゐる。おれたちは、おれたちの力でやるよりしようがないのだと言つてゐる。私は、そういう体制は、近代国家としてあるべきからざる体制だと思ふ。だから、そういう点に對してしましても、ほんとうに宇宙開発局というものが必要であるならば、その局を設ける。宇宙開発のために、エレクトロニクスの力というものは八〇%ないし九〇%です。よ、コンピュータから始めて。だから、この中に日本のエレクトロニクスの実態というものを築き上げていく。これは松前先生も言つておられますね。宇宙開発推進の貴重な点といふものがどこにあるか、日本の科学技術の総合力をレベルアップをするのだ、そこに宇宙開発というものの大初なところがあるのだ、私も同感なのです。ほんとうに三万五千八百キロの赤道の上の静止衛星軌道に飛ばつと打ち揚げられ、日本といふものは、これは世界的な水準以上を抜くことだと思ひます。最初はアメリカも失敗しておるのですから。そういうのに、行政改革のたてまえにおいて、宇

宙開発局というものが設けられないのだということとは、科学技術庁のつとめというものが果たされていらないということになるのでありますから、この点に對しまして、ひとつ閣議において強硬に発言をせられまして、こういうばかな行政改革なんというものはやめて——つぶすことはたくさんありますよ、要らないものはたくさんあるのですから。役人の古手でゴルフをやつて遊んでるような者をしらみつぶしに調べたら、これはたくさんあると思う。そういうやつは行政改革の対象としてつぶしていくことが、日本の体制を近代化する根本だと私は思います。こういうものは、堂々とひとつ職を賭しておやりくださることが私はいいのではないかと、こう思っております。これをひとつ約束願いたいと思ひます。

それから、これも大臣にお願いしておきたいのですが、インテルサットの問題ですね。さっきお話を申し上げましたインテルサットの問題、これは何べん読み返してみても、どうも日本のインテルサットに対する基本方針というものがいかにあるべきかという点に對して、まだ確固たる体制ができていない、こう思っております。しかし、このジョンソンメモに対する日本側の回答文として、「その結果、日本国政府としては、日米両国政府間に必要な合意を遂げる目的で早急に具体的な話し合いに入る用意がある。」という回答文が出ているのですが、これはどこでやっているのか。外務省でやっているのでしょうか。このジョンソンメモに對しての實質的な回答として、日米両国の間に早急に話し合いに入る用意があるというが、これは入っているのか入っていないのか、入っているなら、あの地域衛星の権利を確保するのがいられないならばインテルサットを脱退するということを考えてやっているのか、国際協力には同調するといふたてまえから、地域衛星というものが最後までいれられなくても、あのインテルサット協定の中に入っていくのか、こういうことがはっきりしないですね。こういうのは、私はやは

昭和四十四年三月三十一日印刷

り近代国家のあり方というものの、ある一つの時代的脚光を浴びた問題をとらえた外交だ、こう思っているのです。これは大きな外交ですね。単に口先だけでもって権利を主張したり、義務を負うたりするのではなくして、将来の通信というものを課題とした外交なんですから、この外交問題を現政府はどういうふうに取り扱ってきたか。私は科学技術庁の課長が局長には、これは正式な話か正式な話でないかは別として、日本が地域衛星を要求するならば、なぜ一体欧州諸国と連携をとった外交政策をとらないのか。これはもう欧州七カ国でもってやっているとこのELDO、ああいうものは団体を組んで地域衛星というものの権利を前から主張しているのです。おとし私が行ったときには、暫定協定にやむを得ずいまの状態に入っているけれども、本協定を結ぶときには、暫定協定に對してわれわれは反対の立場に立つ、というところは、場合によつては、グローバルも主張する、地域衛星の権利主張というのはいちろんのことで、こういうことを言っているのです。それはわかっているわけですね、外務省には。ですから、地域衛星を主張する日本と、それから欧州七カ国あるいは十カ国とは共同戦線を張つて、地域衛星確保の交渉をアメリカとやるなら、これは私は有効だと思ひます。しかし、あれは欧州に行つてみまうと、フランスはCNES、イギリス、西ドイツ、イタリア、みな全部日本以上の力を持つて、自国の通信衛星開発の機構を持つて、それは自国でもやっている。ですから、七カ国なら七カ国がひとつ固まって、アメリカに對して地域衛星の権利を主張すると非常に強いのです。ところが、日本は一体どうか。オーストラリアはどうか知りませんが、フィリピンをとつてみて、韓国をとつてみて、台湾をとつてみて、インドネシアをとつてみて、タイをとつてみて、一体、通信衛星を打ち揚げるなんというのを考えている国というのはあまりないのじゃないか。だから、単独要求です。しかし、地域衛星を打ち揚げるという権利を確保しようとする目的

は、欧州諸国と日本は同じであります。なぜ一体一緒になつて強力な連携作戦のもとに地域衛星確保の外交交渉をやらないか。こういうことも、私はやっているんじゃないかとは思ひます。ですから、そういう点に對しまして、ひとつ外務大臣とよくお話し合いを願ひ、郵政大臣とお話し合いを願ひ、インテルサット協定に對する日本の基本的態度をきめる、それをひとつ大きな外交問題として欧州と連携のもとに権利確保のために努力をするといふような新聞発表でもあつたら、ああ日本もやっていると申すのですけれども、それがちつともあらわれてこない。ただ主張した、東南アジア諸国は反対だ、それで当局に聞いてみれば、今回の会議は流して十一月にやるのだらう、十一月になつて一体どうするのだ。この問題がきまらなければ、技術導入といふのはきまらぬでしよう。技術導入なしに飛べるのかといふと飛ばせない。それでは一体どこをたよりにして宇宙開発の第一段階である通信衛星の実現といふものを企図するかどうかになる。私は非常に不安定だと思ひます。だから、ひとつこの国会を通じて、まだ会期余すところ二月もありますから、その会期中に、もっと画然たる宇宙開発推進の方途を確立して、その確立した意図を宇宙開発事業団に移しかえて、叱咤激励、人材を集めて、日本の総力をレベラアップして、宇宙開発の実現といふものを推進していただきたい、私はそういうふうにお願ひするわけです。

昭和四十四年四月一日発行

同時に、いま諸先生方からお話がございました。特許庁のあり方というものは、これはもうあり方それ自体に對しても、十何年間には疑義を持つてまいりました。ですから、ほんとうに行政改革をやろうとするならば、やはり特許庁といふものを科学技術庁にもらつてくるとか、あるいは資源開発といふものに對してもつと大きな立場をとるならば、地質調査所のあり方をどう考えるかといふような、科学技術を根拠とした日本の近代的家としての行政のあり方、それに対して國務大臣

としての御意見を閣議において強力に推進されて、日本の政治全体を近代化していただきたい。ひとつこれだけをお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

何かそれに對しての御所見があれば……。

○本内閣務大臣 三点ばかりの御質問でございますが、第一点の、開発委員会におきまして答申があつたら、それをみなにすみやかに発表しようといふこと、これはもちろんいいと思います。

それから、行政機構改革のあり方、この問題につきましては、私もいろいろ意見を持つております。そこで、さつき申し上げましたように、開発局あるいは委員会の強化、いろいろやりたかつたのでありますけれども、何ぶんにもいろいろな事情がありまして、ついに本年は事業団の設置、それだけにとどまらざるを得なかつた。私も非常に遺憾に思つてはいるのですが、行政機構のあり方についていろいろ御意見がありました、まことに、ごもつともな点でありますので、私も微力ながら今後できるだけの努力をいたしたい、かように思っております。

なお、最後にいろいろインテルサットのことについてお話がありました。これは、いま所管の大臣は郵政大臣また外務大臣で、各委員会でも御報告があつたようでありまして、いませつかく代表団が各国と連絡を十分とつておりまして、會議において地域衛星の実現のために努力をいたしておりますと聞いておるのであります。そこで、その代表を鞭撻いたしまして、この目的の達成ができませんように、ひとつ激励いたしたい、かように思っております。

○石田委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○石田委員長 速記を始めます。

それでは、あとは次の機会にいたしまして、次回には来たる三月二十六日水曜日午後一時より理事會、一時三十分より委員會を開くこととし、本日はこれにて散會いたします。

午後零時十五分散會

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局